

標準仕様書

要件区分		機種区分
		一般事務用
数量		19
性能、機能	形状	ノート型
	O S	Windows 11 Proに適合したパソコンメーカー純正のデバイスドライバを設定の上、納入すること。
	製造時のOS	OEM版 Windows 11 Pro(64bit)
	納品時のOS	ボリュームライセンス版 Windows 11 Pro 25H2 (General Availability Channel)(64bit)
	CPU	Intel 第13世代 Corei5-1334U 相当以上 ※ 要求仕様書が求めるCPUの性能の担保については、パソコンハードメーカーの証明書を入札参加資格申請時に提出すること。 なお、パソコンハードメーカーから証明書の発行が受けられない場合等にあつては、保証書等の提出によりこれに代えることを認める場合があるので、事前に協議すること。
	メモリ	DDR5またはDDR4 16GB以上
	SSD	・256GB以上 ・パーティション分割(Cドライブ6割及びDドライブ4割)
	通信機能	・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-TのLAN接続インターフェース内蔵 ・IEEE 802.11a/b/g/n/ac/axを含む無線通信機能(無線LAN) インターフェース内蔵
	ディスプレイ	15.6型ワイド ノンフレア フルHD以上
	グラフィック	内蔵グラフィックス 3DMark TimeSpy Graphics Score 1,131以上
	光学ドライブ	CPRM対応DVDスーパーマルチドライブ(DVD+R/DVD+RW書込速度/8倍速以上) ※ CPRM対応DVD再生ソフトが添付されていること(バンドル版)
	インターフェイス(USB)	USB(TYPE-C)が1ポート以上、かつUSB3.0(TYPE-A)またはUSB3.1(TYPE-A)またはUSB3.2(TYPE-A)が3ポート以上のUSBインターフェース合計4ポート以上のUSBインターフェースを有すること。
	HDMI	HDMI出力ポート(標準サイズ)を1つ以上有すること
	WEBカメラ	Windows Helloに対応したWEBカメラを有すること
	マイク	内蔵していること
	キーボード・その他	次に掲げる各性能及び機能について、カタログで確認できること。 ・ 日本語 テンキー付きキーボードを内蔵していること (JIS配列準拠)。 ・ タッチパッドを実装していること。
	バッテリー駆動時間	バッテリーのみで駆動すること(駆動可能時間は8時間以上(アイドル時)) ※(JEITAバッテリー動作時間測定法(Ver3.0))による動作時間
	バッテリー方式	・ リチウムイオンバッテリー 又は リチウムポリマーバッテリーを内蔵
	省電力機能等	・ バッテリー寿命を延ばすためにフル充電を回避するハードメーカー純正のユーティリティが実装されていること。
	環境配慮・省エネ	・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)適合、国際エネルギースタープログラム基準適合。 ※契約締結時における最新基準をクリアしていること。 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)について 2022年度達成目標を達成していること。なお、達成状況について、カタログに記載のない場合は、入札参加資格申請時に、達成目標を達成していることの証明書を、メーカーが作成し販売事業者との連名により提出すること。
	付属品(ハードウェア)	・ スクロール機能付き USBマウス (光学式又はレーザー式) ・ ACアダプタ
	アプリケーション	・一太郎Pro6 JL ・Microsoft 365 Business Standard (19台のうち1台にインストール インストールする機器については発注者の指示に従うこと)※1 ・Microsoft 365 App for Business (19台のうち18台にインストール インストールする機器については発注者の指示に従うこと)※1 ・Adobe Illustrator (19台の内1台にインストール インストールする機器については発注者の指示に従うこと) ※2 ・Acrobat Reader(入札参加資格申請時における最新バージョンとする。) ・ハードディスクデータ消去ツール ・Google Chrome ・Microsoft Edge ※1 ライセンスの新規調達は行わず、更新パソコンにおいて使用しているライセンスを用いてインストール及び認証を行う。なお、ライセンス認証キー(プロダクトキー)は発注者から通知する。 ※2 別途調達するライセンスを用いてインストール及び認証を行う。なお、ライセンス認証に必要な情報は発注者から通知する。

要 件 区 分		機 種 区 分
		全機種共通
性能、機能以外	納入箇所及び時期	別に指定する箇所及び期限によるものとし、箇所別の日時については、事前に発注者と協議すること。
	機種及び型番	契約物品は、すべて法人、企業又は官公庁向けモデルの同一機種、同一型番とすること。
	インストール媒体	次のインストール媒体を、別に指定する枚数添付すること。
	再セットアップディスク	下記を用意すること ・Windows11 Pro 25H2 (General Availability Channel)(64bit)OS(パソコンメーカー純正のデバイスドライバ設定済)及びアプリケーションソフトをインストール済みの再イメージングディスク。ただし、Acrobat Reader及び著作権法上取納不可能なバンドル版ソフトは除外すること。
	OSリカバリーディスク	・ パソコンメーカー純正のWindows 11 Proのリカバリーディスク
	メーカーによる保証及び保守	○ メーカー規定の標準保証(無償)が1年以上付与されること。 ○ メーカーによる信頼できる保守サービス体制が日本国内に整備されており、無償保証期間中に故障等が発生した場合には、オンサイト方式、メーカー又は販売事業者による引取方式のいずれかの方式により、速やかに対応可能であること。 ○ 無償保証期間満了後において、オンサイト保守が可能な体制が整備されていること。 ○ アフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。また当該連絡体制図を提出すること。 ○ 保守サポート期間及び部品等の供給可能年数が納品後5年以上あること。 ○ 「性能・機能要件」において指定している基準、性能及び機能並びに上記の保守サポート期間については、一般に流通する製品販売カタログに明記されているものであること。 ただし、製品販売カタログに明記されていないものであっても、メーカーが作成した証明書、保証書等を販売事業者との連名により提出した場合には、この限りでない。 ○ 上記証明に使用する製品販売カタログ及びメーカーによる証明書類は、入札参加資格申請時に該記載箇所を明示した上で提出すること。 なお、いずれの書類も日本語により記載されたものとし、日本語以外により記載されている場合には、日本語訳を付すること。
	ソフトウェアに係る使用許諾(ライセンス)関係	○ 納品時点で当該パーソナルコンピューターにインストールされているソフトウェアは、購入契約にあっては、無期限、賃貸借契約にあっては、契約の全期間について、石狩湾新港管理組合が使用を許諾されるものであること。 ○ 「性能・機能要件」において、種別をボリュームライセンスによることと指定しているライセンスについては、「石狩湾新港管理組合」名義で取得するものとし、取得したことを証明する証書等を提出すること。 ○ 発注者が指定するソフトウェア以外のソフトウェア(バンドルソフト等)の要否について、事前に発注者と協議すること。 ○ 正規の使用に当たって、アクティベーション等の認証が必要なソフトウェアにあっては、納品時までに作業を完了すること。 ○ ソフトウェアライセンス又はインストール媒体の調達に当たって、基本契約等、本契約以前に石狩湾新港管理組合が有する使用許諾権等の内訳の提示が必要な場合には発注者に照会すること。
	設定方法等	○ <u>納品時までに、次の設定作業を行うこと。</u> (1) パーソナルコンピュータごとに、装置番号等発注者が指示する事項をラベルライターによりテープに印字の上、指定する箇所に貼付すること。 (2) ハードウェア構成品が正常に作動するとともに、インストール済みソフトウェアが起動することを確認すること。 また、機器使用に際して、メーカーCMのポップアップ等、機器の使用に不必要な動作をしないよう確認すること。 (3) 日本語入カシステムの通常設定を「Atok」とすること。 (4) 石狩湾新港管理組合で運用する共有ネットワークシステムに接続させ、メールシステム、デスクネッツシステム及びプリンタ他石狩湾新港管理組合の指示するシステム及び機器等の設定を行い、正常作動を確認すること。 (5) 上記システムで使用しているウィルス対策ソフトウェアの自動起動を確認すること。 (6) インターネットへの接続を確認すること。
	その他	○ 納品時期において、モデルチェンジやバージョンアップのため、資格審査時の調達物品と異なるものとならざるを得なくなった場合は、必ず事前協議を行い、発注者からその理由が落札者の責によらないものであり、かつ、すべての仕様要件を充足していることについて、承認を受けなければならない。 ○ 納品又は設定時等に必要な資料については、発注者の執務箇所において、受け取ること。 ○ 発注者が指示する手法により、パーソナルコンピュータに係る基本情報データ一覧を作成し、別途指示する日までに提出すること。 ○ 石狩湾新港管理組合が交付し、又は貸し出した資料等については、適切な管理の下、使用許諾条件等に合致した方法により、指示された目的のみに使用するものとし、作業等が完了した時点で、速やかに廃棄、返納等必要な措置を行うこと。 ○ 納入箇所において設定作業を行う場合にあっては、原則として納入箇所の執務時間内に実施することとするが、執務に著しい支障が生じないよう配慮すること。 ○ 納入箇所において設定作業を実施した場合には、作業終了時に梱包材を回収し、持ち帰ること。 ○ 再セットアップディスク、OSリカバリーディスク及び使用手順書などの納品については、ファイルに入れるなど整理し納品すること。 ○ 納品時点で当該パーソナルコンピューターにインストールされているソフトウェアのインストール媒体がある場合は、その所有権については、契約の全期間について、石狩湾新港管理組合に帰属すること。 なお、インストール媒体が無いソフトウェアについて再インストールが必要になった場合には、発注者の必要に応じてサポートすること。